

# 岐阜県公報

号 外 (12) 平 成 二 十 八 年 四 月 一 日

## 目 次

### 告 示

不当景品類及び不当表示防止法の規定による立入検査等をする職員が携帯する身分証明書の様式

（県民生活相談センター）

（県民生活相談センター）

一

### 公 示

消費生活センターの名称及び所在地等に関する公示

（県民生活相談センター）

三

## 告 示

岐阜県告示第二百四十七号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第二十九条第二項に規定する身分証明書の様式について、次のように定める。

なお、不当景品類及び不当表示防止法の規定による立入検査等をする職員が携帯する身分証明書の様式に関する告示（平成二十六年岐阜県告示第六百六十八号）は、廃止する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公報 号外 毎週

（火曜日）  
（金曜日）

発行

（休日）  
（休日に当たる）  
（ときは翌日）

平成二十八年四月一日

(表)

写 真	
身 分 証 明 書	番 号
発 行 日	年 月 日
有 効 期 限	年 月 日
所 属 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第29条第1項及び第33条第11項の規定により、立入検査をする職員であることを証明する。

岐阜県知事

印

(裏)

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

第29条 内閣総理大臣は、第7条第1項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第1項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任等)

第33条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 から10まで (略)

11 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、報道府県知事が行うことができる。

第37条 第29条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

(報道府県が処理する事務)

第23条 法第33条第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、法第7条及び第29条第1項の規定による権限に属する事務（同項の規定による権限に属する事務にあつては、法第7条第1項の規定による命令を行うため必要があると認められる場合におけるものに限る。）は、不当な景品類の提供又は表示がされた場所又は地域を含む報道府県の区域を管轄する報道府県知事が行うこととする。（ただし書略）

2 及び3 (略)

公 示

消費生活センターの名称及び所在地等に関する公示

岐阜県消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成二十八年岐阜県条例第十六号）第二条の規定により、消費生活センターの名称及び所在地等を次のとおり公示する。

なお、消費生活センターの設置に関する公示（平成二十一年十月二十七日公示）、消費生活センターの事務を行う日及び時間の変更に関する公示（平成二十二年四月一日公示）、消費生活センターの廃止及び事務を行う時間の変更に関する公示（平成二十五年四月一日公示）及び消費生活センターの名称の変更に関する公示（平成二十七年四月一日公示）は、廃止する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

名称及び所在地	事務を行う日及び時間
岐阜県民生活相談センター 岐阜市藪田南五丁目一四番五三三号	一 月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始及び岐阜県民ふれあい会館の休館日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで 二 土曜日（祝日、年末年始及び岐阜県民ふれあい会館の休館日を除く。）の午前九時から午後五時まで

備考 「祝日」とは国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を行い、「年末年始」とは十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を行う。

平成二十八年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜県文芸社